海上運送法第二十条第二項において準用する同法第十九条の十二第一項の確認に係る部分	海上運送法施行規則第二十一条の五第一項において準用する同令第二十条の七第一項各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第二十一条の五第一項において準用する同令第二十条の七第二項各号に掲げる書類
海上運送法第二十条第二項において準用する同法第十九条の十三第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十一条の三各号に掲げる事項	
海上運送法第二十二条第二項において準用する同法第十九条の十第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十二条の二各号に掲げる事項	
海上運送法第二十二条第二項において準用する同法第十九条の十二第一項の確認に係る部分	海上運送法施行規則第二十三条の六第一項において準用する同令第二十条の七第一項各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第二十三条の六第一項において準用する同令第二十条の七第二項各号に掲げる書類
海上運送法第二十二条第二項において準用する同法第十九条の十三第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十三条の三各号に掲げる事項	

（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第十五条　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

	海上運送法第十九条の五第二項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十一条各号に掲げる事項
海上運送法第二十条第二項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十二条各号又は第二十二条の三各号に掲げる事項	
海上運送法第二十二条第三項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十三条各号に掲げる事項	

改正後	改正前
（削る）	（法第十五条第一項の国土交通省令で定める事業） **第十二条**　法第十五条第一項の国土交通省令で定める事業は、次に掲げるものとする。 一　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第十九条の五第一項に規定する人の運送をする貨物定期航路事業又は同法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業を開始する事業 二　海上運送法第十九条の五第一項に規定する人の運送をする貨物定期航路事業又は同法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業を変更する事業